

## 国民保護計画で住民の生命と財産が守られますか？

国民保護法に基づき、この3月議会に「国民保護協議会条例」と「国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例」が上程されようとしています。そして、平成18年度中には、本土決戦・本土空襲・核攻撃まで想定した住民の避難や救助方法を盛り込んだ「国民保護計画」の作成が迫られています。

2月14日、西濃憲法集会実行委員会は、大垣市長と大垣市議会議長に対し、この2条例を成立させないよう申し入れました。

### 「国民保護協議会」とは・・・

協議会の役割は、諮問をうけて「国民保護計画」を検討することになっており、構成メンバーには自治体の首長の権限で指定行政機関の職員や自衛隊員、助役、教育長、消防長など自治体職員、その他国民保護措置について知識・経験を有するものとなっています。

### 「国民保護計画」より 「地域防災計画」の充実を

「国民保護計画」は、地方自治体の防災計画をベースにして作り上げるとも言われています。しかし、戦争と災害の混同は本質的な誤りをはらんでおり、運用の段階でも重大な問題を発生するおそれがあります。大垣市はここ30年以内に60%の確率で発生すると言われている東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されています。しかし、避難場所になっている公立小中学校の耐震化率は28.9%で、県下でも大変遅れています。校舎の改修工事費が総額170億円とも言われ、財政難のなか避難場所の耐震化は進んでいません。また「地域防災計画」は策定されていますが、あの阪神大震災のような地震を想定した避難訓練など全市的に実践的な対応はできていません。こうした状況の中、「国民保護計画」による余分な作業が入り、現場の負担や混乱が予想されます。又、自衛隊員の費用まで自治体持ちともいわれ、この財政難の中で全く迷惑千万といえます。



### 「国民保護計画」とは・・・

平成16年12月に発表された政府の基本指針「要旨」では、武力攻撃事態（着上陸侵攻・ゲリラ特殊部隊による攻撃・弾頭ミサイル攻撃・空襲）と緊急対処事態（原子力発電所など施設への攻撃・サリン・炭疽など化学物質などによる攻撃・航空機による自爆テロ等）の8類型が想定され、住民の避難・救援・武力攻撃災害・国民生活安定・復旧・訓練備蓄などが記載されています。「国民保護計画」ではこのような戦時体制を前提にしていますが、同じく平成16年の12月に閣議決定された「新防衛大綱」では「見通し得る将来において、わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断される」とあり、「国民保護計画」を作成する根拠はなく、いたずらに戦争をあおるだけです。

### 本当の“国民保護”は 憲法9条を守ること

地震など自然現象は今の科学では避けられない部分があり、予防を基本にした防災計画を立てることが求められています。しかし、戦争は国家の意志で引き起こすものです。戦争状態にならないようにするために重点をおくべきです。核戦争の時代、いったん戦争状態になれば国民の生命財産は守ることはできません。戦争を防ぐ最も大きな役割を果しているのが憲法9条です。日本は国際紛争解決に武力を使わないということを世界に対して宣言しているわけです。憲法9条ほど外交手段で紛争解決を行うのに有効な存在はありません。今、憲法9条を改定しようという動きがありますが、これこそ国民の生命と財産を危険にさらす方向です。

多くの自治体ではこの3月議会に「国民保護協議会条例」案等が上程されますが、全国の自治体の中には国立市のように「まず地域防災計画を充実させることを優先させていく」という自治体もあり、沖縄県では全県41市町村中、国民保護協議会条例等予定しているのは13市町村ということです。

大垣市も、「国民保護計画」ではなく「地域防災計画」の充実を求めます。

<ご意見・ご質問等はこちらへ>

TEL 81-1383

<http://www.sasada-toyoko.jp/>

e-mail : sanbal@sasada-toyoko.jp